

# 現代資本主義における労働者権利 (一)

——労働政策論の課題と方法——

三好正巳

## 目次

- 一 開題——主題の意図
  - 二 国家独占資本主義の危機と労働者権利
    - 1 国家独占資本主義の危機の構造
    - 2 国家独占資本主義の今日的位罫
    - 3 労働者権利と階級主体の形成(以上本号)
  - 三 国家独占資本主義の危機と労働政策
    - 1 国家独占資本主義労働政策の構造
    - 2 国家独占資本主義の危機と労働政策  
——その役割と特質
    - 3 労働者権利と労働政策の主体
- 四 結語

## 一 開 題——主題の意図

資本主義における労働政策とは、本来は労働力商品を対象とし、市場法則に基づいて労働市場機能を補足する国家の管理方針および手段である。その意味では、労働政策は、基本的には労働力商品に対する価格政策であるといつてもよい。したがってそれは、社会政策とは区別されるべきものである。

労働政策を、以上のように労働力商品に対する価格政策、したがって経済政策としての一般的な内容でとらえらるゝとすれば、現実の労働政策は、帝国主義段階における資本主義の相対的安定期において、極めて限定された国家関与の方針と手段とをもって示されるものとなる。ちなみに戦後日本資本主義の「高度成長」の時期には、労働政策として労働力流動化の促進がそのすべてであったといつてよい。賃金政策も、もっぱら企業の賃金管理に依存し、結局のところ所得政策も日本型所得政策として政府と経営者団体による非公式の賃上げガイド・ラインを設定しただけで、労働政策としてのそれ以上の具体的内容を欠いたものであった。「高度成長」期の唯一の労働政策とでもいふべき労働力流動化政策でも、労働政策としての具体的な政策手段は、限定されたものでしかなく、すなわち、低賃金労働力の動員の方針にそつて採られた政策手段は、独立自営農と都市自営業から低賃金労働力を狩り出すための構造政策と、独占大企業の「合理化」のための雇用管理とに対応した措置であった。それゆえに、この場合の労働力政策は職業紹介の広域化とリアル・タイム化、職業訓練における再雇用のための再訓練への傾斜が中心となった。以上のように、「高度成長」期の労働力流動化政策は、職業斡旋と職業訓練を積極手段とし、就労促進を重視し失業者対策を後退させるという消極的手段を付随させることによつて構成され

たものであった。労働力政策としての積極的な政策手段は、相対的過剰人口を確保し、それが労働市場で果たす機能を補足するだけの、このように素朴なものである。また、このように素朴であるところに、相対的安定期の労働政策が、労働力商品に対する価格政策であるという一般的内容が示されてもいる。

ところが、労働政策が強力に主張される時期がある。すなわち、帝国主義段階における資本主義の危機においてである。たとえば、戦時国家独占資本主義あるいはファシズムにおいてである。そして今日、国家独占資本主義の危機に遭遇して、再び労働政策が強調されている。このように強調される時期の労働政策は、それ自体新たな内容をもったものとなる。

ファシズムの労働政策、すなわちナチスに例をとれば、それは労働力の配置と労働者保護を生産政策として一体化したものであった。<sup>(1)</sup> 他方、今日における労働政策は、職業訓練と労働力の自由移動の促進、それらが労働市場機能に依拠した政策手段によってインフレを伴わない雇用機会の増大を目的としている点では、なお、基本的には労働力商品に対する価格政策であるといつてよい。なぜなら、そこでは物価と賃金のスパイラルの存在が前提されていて、このスパイラルの解決を「産業合理化」に求め、そこに必要な雇用管理に対応した労働市場条件を確保する措置がとられるからである。しかし、今日、労働政策が強調されるのは、産業の「合理化」に付随するといったような消極的意味においてではない。それは、雇用や賃金といった問題を扱う際に、従来よりもより大きく社会的側面を考慮しなければならなくなったということである。雇用や賃金をトータルに労働関係として総合的に政策対象とするようになったということ、労働政策は積極的な意味をもつものとなった。たとえば、ECED（経済協力開発機構）によって、一九七五年から進められている総合社会政策（integrated social policy）

成立の動きは、同様の意味で労働政策に積極的の意味を与えようとするものである。

積極的な意味をもつようになった労働政策は、ファシズムの労働政策に対する人類の経験に照らせば、歴史的視点からの批判対象とされなければならない。強調される労働政策に対するこの歴史的視点からの批判は、実は、資本主義に対するその階梯ないし局面における批判に他ならない。労働政策の積極的意味は、具体的には労働力や労使関係に対する政策が社会的関心事 (social concern) の一として「経済計画」と統合されることにある。だから、労働政策のこうした内容それ自身が、資本主義の階梯ないし局面を、階級的対抗に対する規制を尺度にして表示することになる。もちろん、労働政策のこうした内容においては、ナチス労働政策がかつて主張した理念と対比するとか、あるいは総合社会政策のための基本理念(2)からみてどうかというのではなく、そこでの労働者権利の現実をどうみるかが重要である。ここで、労働者権利をとりあげるのは、ナチス労働政策が独自の労働理念に貫ぬかれ、階級対立を止揚せんとしたことを思いおこすからである。総合社会政策でもそれがとり扱うトータルな社会システムにおいて、矛盾し対立する多様な政策理念、たとえば個人主義と集団主義、社会的公平と効率などの理念を、自己の枠内で調整しようとしている。こうした調整過程では、労働者義務が主張されるようになり、それに対応して労働者権利の制限が問題になると思われるからである。

かくして、拙稿の主題は、

- (1) 国家独占資本主義の危機を、歴史過程として確定すべく、労働者階級の主体形成の側面から規定すること。
- (2) その場合に、労働者階級ないし労働者を権利主体としてとらえ、この権利主体とそれを取り巻く状況を社会機構として把握すること。そのために、強調される労働政策の構造を明らかにすること。

(3) とりわけ、今日積極的な意味をもって強調される労働政策と権利主体との係わり、すなわちこの労働政策が示す管理方針と手段とに規定される労働者権利の内容、およびその労働政策における政策主体への転生の道程とを明らかにすること。また、その解明によって、国家独占資本主義の危機を、資本主義の歴史的視点から批判すること、

を意図するものである。

そこで、積極的な意義を強調される労働政策は、それゆえに単なる国家政策としてその体系的特質の解明に終るものではない。あくまで、その政策の内容が解明されるべきである。今日、資本主義諸国における労働政策は、積極的労働力政策 (active manpower policy) にあり、その展開を具体的に解明することが重要であることは否定できない<sup>(3)</sup>。その具体的な解明は、資本主義の構造的危機が深まるなかで、積極的労働力政策が当初の意図に反して雇用不安を累積し、賃金が抑制され、その結果として国民の生活がおびやかされている現実を明らかにすることである。そのためには一九七〇年代後半における労働力政策の新たな体系化を、わが国の労働政策の内容として明らかにすることが必要である。この内容の暴露と結びついて労働組合運動による経済政策・労働力政策の民主的転換の必要性が導きだされることになる。しかし、この場合に、国家政策の民主的転換は、政策体系の変更による方針転換によってもたらされる社会的意味を明らかにすることが重要である。

こうした意図を、労働政策の課題として解明しようとすれば、分析方法について今後さらに深めるべき点の内省されねばならない。それは、

(1) 労働政策の体系を批判する基準を定めること。この基準は、資本主義を歴史的視点で把握するために不可

欠なものである。この場合の基準は、国家による管理方針の内容、たとえば独占資本のためか労働者、国民のためか、という類のものではなく、もっと具体的に労働者権利に基づくものであることを確認しておくことが必要である。

(2) 労働政策の実態を制度・ルールの中でとらえること、制度・ルールで表現される労働者権利としてとらえること。その場合に、労働関係における企業レベルの位置と役割を明確にし、そこでのフォーマル、インフォーマルなものを含めて制度・ルールの内容としてとらえることが重要である。ちなみに、労働安全衛生行政と安全サークルとの関連を思いおこすこと。もちろん、労働現場の労働組合活動の実態から離れて現実があるわけではない。

(1) ナチス労働政策は、その民族主義・人間主義の思想に基づき、共同体的労働政策を指向するものであった。その意図は、「社会平和」・「労働平和」であり、経営共同体による自治に到達するまでの過渡的段階における労働政策として、ライヒ労働管理官の指導権にその意図の実現を依存するものであった(中川与之助『ナチス労働政策の研究』有斐閣、一九四二年、四三九―四四〇ページ)。また、ナチス労働政策では、労働力配置と労働者保護の一体化は、経営共同体ないし労働共同体の思想に基づき、そこにおける「平和」こそ生産力の発展の最大の条件とみている。

(2) トータルな社会システムの変化においては、システムの各局面に適合的な理念相互間に衝突、矛盾、対立が起こりうる。その解決のために、総合社会政策に関連する基礎的理念の間のトレード・オフないし補完関係の検討がなされる。理念の間の調整が、最終的に如何なる理念に到達するかは、極めて重要である。しかし、総合社会政策基本問題研究会の報告書は、具体的政策の中間レベルの議論に限定されている。もし、「総合安全保障体制」や「田園都市国家構想」に貫ぬかれる理念と重ね合わせるなら、社会的統合の意図を感じて、そこに危惧を感じずにはいられない。

(3) 最近になって、今日わが国の労働政策を行政視点から分析した研究が刊行された。すなわち、江口英一・田沼肇・内山昂編『現代の労働政策』(大月書店、一九八一年)である。

## 二 国家独占資本主義と労働者権利

### 1 国家独占資本主義の危機の構造

戦後わが国の「高度成長」は、アメリカ帝国主義への従属と国家独占的規制とによって枠づけられた資本蓄積構造の結果を表示するものであった。この従属下の国家独占資本主義の破綻こそ、一九七四―七五年恐慌として噴出し、発現したものである。この恐慌を契機とする「低成長」の到来と、そこでの矛盾の内容こそが、国家独占資本主義の危機を表現するものに他ならない。念のために云いさえれば、国家独占資本主義の危機とは、「高度成長」の破綻そのものでもなく、また、「高度成長」を支えてきた資本蓄積構造の破綻そのものでもない。「高度成長」の破綻に起因し、資本蓄積過程において発現する体制的危機こそが国家独占資本主義の危機なのである。したがって、この危機は、一九七四―七五年恐慌とそれに引き続く「低成長」の下での資本蓄積の特質を明らかにすることから始められねばならない。それは、あたかも一九三〇年に始まる昭和大恐慌を契機とし、一九三二年から準備期をへての国家独占資本主義への移行、一九三六年の準戦時体制でわが国の国家独占資本主義は確立し、一九三七年の戦時体制をへて一九四〇年末から四一年にかけて戦時国家独占資本主義へ移行し、一九四四年以降の崩壊、そして敗戦を迎えた一五年戦争期の日本資本主義、とりわけ準戦時体制期と対比することができる。

国家独占資本主義から戦時国家独占資本主義への移行は、昭和大恐慌からの脱出を、(1)強制カルテルを利用した独占資本の補強Ⅱ軍需生産機構への縮小再編成と、(2)中国大陸への侵略開始、為替と通貨の管理を実施し公債

に依存した軍事費調達、その結果としてのインフレ収奪によって可能にした。したがって、その後の道は、戦争拡大と軍事費インフレによる軍需生産機構の下での資本蓄積であった。こうした戦時国家独占資本主義の破綻は、軍事的敗北とともに一挙に露呈した生産崩壊であり、それは敗戦へと連続するものであった。

戦時国家独占資本主義、とくに準戦時体制と対比するとき、先づ念頭に浮ぶのは一九七四―七五年恐慌である。この恐慌の性格は、戦後初の世界的な同時性恐慌であったことと、国家独占資本主義の機能低下を反映した深刻な政策不況であったところに特徴をとらえうる。さらにこの恐慌の内容は、アメリカ帝国主義への従属下の国家独占資本主義に梓づけられた資本蓄積構造の危機を露呈させたものであった。<sup>(3)</sup> また、一九七四―七五年恐慌を深刻なものにしたのは、一九七一年のIMF体制の崩壊と一九七三年の第一次石油危機とであった。IMF体制の崩壊は、アメリカ帝国主義の軍事的拡大と経済成長政策がドル危機とともに破綻したことに始まった。この破綻に対し、ニクソン政権は、金交換停止に踏み切り、金の制約から離れてなお軍事的スペンディング政策を維持しようとした。その結果は、固定相場制の崩壊を導いたに過ぎなかった。この固定相場制の崩壊は、アメリカとそれ以外の国々において、インフレ抑制の歯どめをはずして、世界的なインフレの高進をもたらすことになった。また、一九七三年の第一次石油危機は、アメリカ帝国主義の中東支配に支えられてきたメジャーズによる資源掠奪的な低価格・安定供給の崩壊に起因した。したがって、この崩壊は、アメリカ帝国主義の中東支配の破綻であり、メジャーズによる石油市場支配の弛緩であった。このメジャーズによってエネルギー市場を支配されていたわが国においては、メジャーズの市場支配再編成過程で一挙にエネルギー危機を露呈させることになった。

IMF体制の崩壊と第一次石油危機とによって深刻さを増した一九七四―七五年恐慌は、その恐慌が「高度成

長」を支えてきた資本蓄積構造の危機を表現したものであったという点で構造的危機と呼ばれうるものであった。そればかりでなく、この構造的危機は、アメリカ帝国主義の軍事的拡大や経済成長政策の破綻と深い内的連関をもつものであった。だからこそ構造的危機に直面して、わが国の政府・独占資本は、「新国際経済秩序」の建設を主張することになる。この「秩序」が、海外進出と軍拡の道であることは、一九八〇年代の政治的、経済的動向が明示するところである。構造的危機のこのひろがり、後述するように労働者側の主体的成熟に係わって国家独占資本主義の危機と称されるものになる。

また、一九七四―七五年恐慌が、構造的危機であることを露呈したとき、この恐慌における過剰生産の処理は、過剰な資本蓄積の処理すなわち資本減価であることを必要とした。「高度成長」は、輸出の持続的拡大と財政・金融政策に支えられて、新鋭重化学工業の創出と耐久消費財市場の形成によって特化した再生産構造と独自の産業組織とをもたらした。この特化した再生産構造を支えてきたのは、アメリカ帝国主義への従属下での国家独占資本主義による枠組であった。それゆえ、この枠組を支えてきた条件、すなわちIMF体制の崩壊やメジャーズによる石油の低価格で安定した供給が揺らいだとき、この特化した再生産構造は一挙にその脆弱性を露呈しなければならなかった。資本減価によって処理されねばならない資本の過剰蓄積は、この再生産構造の脆弱性として発現したのである。資本の過剰蓄積の処理は、再生産構造上のみの問題となるわけではない。同時に、しかもそのこと以上に問題となるのは産業組織上のことである。今日の産業組織をとらえる場合に、単にこれまでど通りの再生産構造に規制された産業の枠組ですませられるかどうかといえ、そこに大きな疑念をもたざるをえない。産業組織という場合、それは当然に製品市場の構成を想定せねばならないからである。製品市場に規定された産

業組織の把握は、市場規制、所有関係の両面から解明されねばならないという点では、特に新しい問題が与えられるわけではない。しかし、市場規制にしても所有関係にしても、その基礎にある生産力の水準に規定されることからもたらされる特徴を考慮する必要は大きい。とりわけ、技術的規定によってもたらされる市場規制や所有関係の形態的特質は、これを無視して産業組織を明らかにすることはできないであろう。産業組織の規定要因としての技術では、資本減価に当ってそれなりの影響が考えられる。

そこで、資本の過剰蓄積を処理する資本減価は、生産機構の再編成によって可能となる。この場合の生産機構の再編成は、再生産構造上はなお特化した構造を維持するもので、産業組織上は労働生産性偏重のシステム構造をより強めるものとなる。すなわち、生産と流通を一つのシステムに組織するということである。現実には生産機構の再編成は、「技術立国」への道を目指して、新素材型技術、大規模システム技術、社会システム技術の開発と旧技術のスクラップ化を促進される。その過程で、財政資金投入と税制措置によって独占資本に対する補強がなされる。他方、中小企業にとっては、生産機構の再編成は、製品の高付加価値化、事業転換、流通機構の近代化<sup>(4)</sup>効率化が求められ、結局は整理・合理化となるしかない。これが現実の資本減価の過程である。

さらに、生産機構の再編成は、「総合安全保障戦略」上、エネルギーと食糧に対する危機管理体制を目指している。開発・生産、分配・流通を機構的に掌握し、備蓄と節約によって危機に対応しうる機構を創設しようというわけである。<sup>(4)</sup>

また、生産機構の再編成は、産業の適正配置をも意図している。この配置が、同時に労働力の配置であり、住空間、自由時間などの生活全般に係わることは明白である。地域社会の形成として、それは提起される。

以上のごとく、危機からの脱出は、生産機構の再編成を指向させるものである。この指向は、一九七四―七五年恐慌以降、企業の次元では「減量経営」の呼び名のもとに進行している。すなわち、企業の収益構造を支えるためにとられる低操業と下請再編、減員と賃金抑制がその内容である。生産機構の再編成は、その意味で縮小再編成であるし、そこからの拡大は軍需依存を高める以外にないものである。生産機構の再編成が、こうした内容のものである以上、労働者に対する統括強化を抜きにして成り立つはずはない。戦時国家独占資本主義がそうであったように、労働組合の統括のための再編成<sup>11</sup>右翼的再編成と、労働現場における自主活動の否定と経営共同体思想にのっとり「自主」活動の組織化が企図されることになる。

労働政策は、まさにこのような生産機構の再編成の過程において、その内部に深く係わるものとして位置づけられ解明されるべきものである。したがって、労働政策は、産業、企業、地域の各次元の解明をとおして、初めてトータルな姿を暴露させられるものである。

(1) この枠組みの破綻は、(1)奇型的、転倒的産業構造、すなわち奇型的な輸出依存型産業構造の形成、(2)その形成過程での過密・過疎問題の登場、(3)生産と消費の矛盾の拡大、(4)インフレーションの内生化と国家独占資本主義の機能麻痺の進行、(4)利潤率の低下傾向の進行となって現われる(『講座・今日の日本資本主義3、日本資本主義の危機の構造』、大月書店、一九八一年、二九七―二九九ページ)。

(2) 塩沢君夫・後藤靖編『日本経済史』、有斐閣、一九七七年、四二五ページ。

(3) 前掲『講座・今日の日本資本主義3』、二九九―三一〇ページ。

(4) 通商産業省・産業構造審議会編『80年代の通産政策ビジョン』、通商産業調査会、一九八〇年、『大平総理の政策研究会報告書5、総合安全保障戦略』、一九八〇年、参照。

## 2 国家独占資本主義の今日的位置

日本資本主義の現段階をどのようにとらえるか。その把握。解明に当って、外枠として資本主義の全般的危機の段階規定をさけて通ることはできない。第二次世界大戦の終結後、全般的危機が第二段階に入ったことについては誰も異存はない。しかし、それが現在、第三段階に突入したのか否かについては、異論がある。全般的危機の第二段階と第三段階を区別するものは、帝国主義体制から離脱して、社会主義へ移行する条件が段階を画してどう前進したかということにある。両体制の平和共存・経済競争が、発展途上国を帝国主義体制の頸木から離して発展させ、そのことによって帝国主義の力が後退し、帝国主義内部の矛盾をさらに激化させて移行条件を成熟させる。これが、全般的危機の第三段階を認める場合の主要な論理である。しかし、現実の世界が、こうした論理を証明できるほどにスムーズに経過しているとは誰の目にも映らないであろう。IMF体制の崩壊、石油危機を経過して、資本主義諸国を襲うことになったスタグフレーションは、帝国主義体制の動揺を示すものである。しかし、この動揺は、資本主義の全般的危機の第二段階の後期を表わすものでしかない。そして、フランスにおけるミッテラン政権の成立は、その一つの証差である。第三段階の開始とみるには、別の事態を要する。

資本主義の全般的危機の第二段階における帝国主義体制の動揺は、両体制間の矛盾に触発されるものではあるが、基本的には帝国主義体制の内部要因によって起きるものである。この内部要因は、アメリカ帝国主義のスペンディング政策によって起きる矛盾に集約されるものである。また、帝国主義体制のこの動揺は、日本資本主義に対し国家独占資本主義の強化・全面化を指向させることになった。

国家独占資本主義の強化・全面化は、国家装置、国家経済機関の機能を補強するために、企業家団体と国家の協力を強化することである。その場合、審議会等による協力、なかでも第二次臨時行政調査会の活動は、国家政策決定の基本的枠組みをあたえるものである。こうした意味での調査会ないし審議会は、第一次世界大戦直後の第四一回帝國議会議院で議決された建議に基づいて設置された臨時財政経済調査会（一九二〇年設置）、昭和の初期において連続する金融恐慌、経済恐慌の中で設置された商工審議会（一九二七年設置）、それを引き継いだ臨時産業審議会（一九三〇年設置）にも対比すべき内容をもっている。臨時財政調査会への諮問は、「第一次大戦後の新たな条件の下で、日本帝國主義が直面した基本問題解決の根本方針を求めたものであった」といえる。<sup>(1)</sup>臨時産業審議会は、商工審議会での産業合理化についての審議に端を発し、それを常設の機関で審議しようとするものであった。臨時産業審議会での冒頭の挨拶で、浜口首相は、「産業建直し」の方策を「官民一致」で周密なる考慮をなすべきものと述べている。<sup>(2)</sup>臨時財政経済調査会にしても臨時産業審議会にしても、恐慌により打撃を受けた独占資本の救済と強化策であり、生産機構の再編成を意図するものであった。それは、臨時財政調査会が、国家財政計画とりわけ産業再編のために選別的基準をもった税制改革、食糧問題に対し土地改革への展開を防ぐための「改革」を方向づけたことをみても明らかである。臨時産業審議会の場合も、企業統制を必要とする産業を選別し、統制の方策を検討した。金解禁（一九三〇年）を契機とした産業再編成は、産業合理化を産業・企業統制として具体化するなかで展開させられたのである。このように、調査会や審議会の目的が、生産機構としての再編成であったことは、他方で、そのための合意を官・財・軍の三者の間でつくりあげることが必要とした。実際の経済政策が、これら三者の合意・妥協によって施策の内容を規定されたことはもちろんのことであった。

国家と企業家団体の「協力」は、「資本の価値増殖を生産の社会化の到達した段階と一致させ、それとともに生産諸力の発展を、資本主義生産関係の限界内において、さらに可能にすること」<sup>(3)</sup>のための国家独占的規制に対する合意である。この国家独占的規制が、「生産の社会化を通じて著しく尖鋭化した計画性と無政府性とのあいだの矛盾の運動形態」<sup>(4)</sup>である以上、この規制自体は強化され包括的なものとなっていかなざるをえない。なぜならば、いまや国家独占的規制が、独占利潤の不可欠の保証条件となったからである。しかも、この独占利潤が技術革新と軍備拡張の要求を是認しうるほどに増大させられようとするれば、資本の価値増殖すなわち資本蓄積条件を新しい必要に合わせて改変するために、国家独占的規制を新しい段階へ移行させねばならないからである。

強化され包括的となった国家独占的規制の体制は、そこでの規制措置が資本蓄積条件を独占資本に有利に変えることによって、恐慌と恐慌周期に新しい形態的特徴をもたらすことになった。<sup>(5)</sup>しかし他方で、この国家独占的規制措置によって、操業率の慢性的低下、急進するインフレーションが発生し、国家独占資本主義はいわゆるスタグフレーションの時代へと移行した。もちろん、国家独占的規制措置が、国際収支危機や資源問題など国際的關係に強く規定されるものであること、したがってスタグフレーションがこうした国際的条件に規定されることにも留意すべきである。<sup>(6)</sup>不況期の進行と物価上昇とが同時に進行するスタグフレーションは、国家独占的規制の限界が露呈したことを示すものである。その限界は、(1)国家と企業家団体との「協力」に新しい段階を求めるところになる。この新しい段階の「協力」において示される社会勢力の統合形態によって、国家権力の性格を知ることとも可能である。すなわち、場合によっては、ファシズムの恐れがいっそう強まるということである。それとともに、独占資本に有利に資本蓄積条件を変えるために、軍事的拡大政策がいっそう緊密に関係づけられる。この

緊密な関係は、有事立法、総合安全保障戦略、危機管理体制の構想を呼びおこすものである。しかし、(2)その経済的内容は、軍事技術と産業技術に基づく産業構造の特化、軍事主導の生産機構の形成である。軍需そのものの非生産的性格は不変であり、軍事支出の増大が国家独占的規制の主軸手段である財政・金融政策に負担をかけることは明らかである。その結果、通貨の安定性を破壊し、同時にやがて経済成長を阻止することが予想される。さらに、(3)国家独占的規制の限界は、社会的勢力の国家的統合や軍事主導の生産機構への誘導をまねく過程で、帝国主義諸国の軍事的ブロックへの道が踏みだされることにもなる。社会主義諸国に対してのこの軍事的ブロックの道は、今日起きている日米貿易摩擦が結局のところアメリカ帝国主義の動揺の内部を、すなわち軍事拡大と経済成長政策の行きづまりを表現している以上、その調整を強行するためにたどらざるをえない道でもある。そして、この貿易摩擦の調整の困難さが、その下でのわが国の国家独占的規制の強化され包括的となった体制にはねかえってくるのである。そこでは、国家独占的規制はいっそう強権的な性格を与えられることになる。

国家独占的規制——それが需要拡大のためであれ、供給制限のためであれ——その限界が、その規制を強権的かつ軍事的方向で体制化することによって、労働者階級への影響は抑圧的性格を深めるものとなる。その場合の抑圧は、「社会平和」、「産業平和」を強権的に維持するためのものである。

ところで、国家独占的規制の体制にとって、その体制の主軸は三つの「平和」である。すなわち、「責任分担による平和」⇨軍事ブロック、国際経済秩序の「平和」⇨集団的新植民地主義、産業における「平和」⇨階級協調とである。「産業平和」は、失業と低賃金に対し、労働再配置と所得政策によって対応することで達成が目論まれる。こうした目論見が、労働政策の編成替えの方向を示すことに留意しなければならない。しかも、この再

編成は、労働者「参加」と労働奉仕によって特徴づけられ、それによって国家独占的規制の体制に労働者を統括しようとするものである。労働政策の再編成が、最終的に資本蓄積条件を独占資本に有利に変化させるためのものである以上、搾取強化と権利抑圧とをとまなうのは当然である。しかし、それによって階級的対立が激化するにしても、その現われる過程は複雑である。この複雑さは、現われる矛盾が政治的形態をとまなうことに基づいている。つまりこの複雑さは、国家独占的規制が強権的、したがって反民主的性格を強めることに基づいている。たとえば、「参加」が労働者の自主活動に依拠しながら、この活動を体制の内に統合するにあたって、フォーマル、インフォーマルな制度とルールのもとで労働者権利の実態が規制されることからくる複雑さである。

かくして、国家独占的規制の体制で現われる矛盾の複雑さを規定する二重性、すなわち労働者の自主的活動に依存するための譲歩と、この活動を強権的に統合するための抑圧とが、企業レベルにおける階級闘争の対決点を、この二重性のゆえに企業の民主的改革の課題に向けて移行させていく。この二重性を物的根拠にして政策主体へと転生するのである。企業の民主的改革を起点としてナショナルなレベルにおいても、つねに、その対決点においては、国家による規制に対する民主的選択を求める闘争が呼びおこされる。まさに、こうした過程として、民主的変革が射程内に入ってきたところに、国家独占資本主義の危機の歴史的位置が示されているといつてよい。

(1) 利谷信義・本間重紀「天皇制国家機構・法体制の再編 一九一〇～二〇年代における一断面」、原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則編『大系・日本国家史』5、近代Ⅱ、東京大学出版会、一九七六年、二二二ページ。

(2) 通商産業省編『商工政策史』第四卷、一九六一年、三四七ページ。

(3) ドイツ社会主義統一党付属社会科学研究所編・振津純雄訳『現代の帝国主義 西ドイツ国家独占資本主義』、盛書房、一九八〇年、三二三ページ。

(4) 同書、三二四ページ。

(5) 同書、四四五ページ。

(6) 米田康彦氏は、スタグフレーションを不況と物価上昇の同時進行とする見解が、スタグフレーションを産業循環の一面に限定してしまい、財政危機や国際収支危機と切り離されることを指摘されている(前掲『講座・今日の日本資本主義3』、二〇二ページ、注(14))。ただし、米田氏は、第一次石油危機については、それまでのインフレ的物価水準をコスト面から追認する側面の方が大きかったとされている(同書、一八六ページ)。しかし、資源・エネルギー問題は、従来の資本蓄積メカニズムの崩壊に大きな衝撃となったことは否定できないし、資本蓄積メカニズムの崩壊は現代資本主義の危機の一面面としてスタグフレーションをとらえる以上、米田氏は、石油危機がスタグフレーションに全く無関係としているわけではなからう。

### 3 労働者権利と階級主体の形成

国家独占的規制が強化され包括的な体制になるにあたって、社会的勢力の体制的統合が課題となることについては、既に述べてきたとおりである。とりわけて「産業平和」ないし「労働平和」のために労働者階級を体制統合するには、国家独占資本主義は、労働者「参加」と労働奉仕の社会的システムを形成することが必要であった。この社会的システムは、国レベルだけでなく、企業、地域のレベルを含めた構造的な内容をもったものであることに留意する必要がある。

「産業平和」のための「参加」は、まずなによりも企業レベルでの「参加」すなわち経営参加が起点となる。それは、生産ないし労働現場における労資の対抗が処理されるレベルとして、企業の占める位置と役割の重要性を表わしている。この場合の企業の占める位置は、生産機構の再編成過程では副次的である。たとえば、戦時強

制労働体制における雇用関係の前提に立った戦時賃金統制では、最低賃金、最高初給賃金を公定しながら、企業レベルでの配分は正すなわち総額制限のもとでの配分で補足されざるをえなかった。<sup>(1)</sup>企業レベルにおける公定賃金のこの補足は、生産統制下の生産第一主義(生産増強・能率向上)を貫徹するうえで必要な勤労管理のためのものであった。戦時賃金統制の主体の側からみれば、企業レベルの統制措置は副次的であるが、客体の側、すなわち統制を受ける労働者側からみれば、企業レベルのこの補足措置を抛りどころに企業レベルこそ第一の位置にあるかに観念される。賃金統制下における労働者のこの観念は、「産業平和」にとって主要な根拠とされ、企業レベルの補足的措置のこの役割は、「産業平和」の社会的統合システムを考えたとき、経営参加がそのシステムの起点とされる根拠を提供するのである。

「高度成長」期に確立したわが国の賃金決定機構においても、企業の内部における賃金決定と企業外における賃金決定の要素・要因の相互の関係をとおして、企業レベルに与えられる位置と役割をみることができる。すなわち、この位置と役割が確定されるのは労資協調関係が成立している場においてである。個別賃金の決定が、賃金相場に規定されながら企業内部の昇進制度に基づいて決定される以上、労働市場の解放性が増大するにつれて、賃金相場の形成をめぐる労資の対抗が賃金決定に当って重視されるのは当然である。ただし、この賃金相場の形成に当って、どのような賃金交渉方式がとられるかは、労働組合や労働市場の性格に規定されている。この点については、「春闘」の成立とその解体Ⅱ「再編」の現実過程によって、示唆されるところである。すなわち、「春闘」のもとでは、企業内から企業外への方向がとられ、企業レベルの賃金水準を産業・全国レベルの統一交渉で積み上げてきたし、その解体Ⅱ「再編」に当っては、統一交渉で積み上げることよりも「妥当」な基準に揃

えることへ方向転換がはかられる。しかし、企業内から企業外への方向に基本的な変更がないということから、個別賃金の決定に直接かかわる企業レベルの交渉、したがってそこでの雇用関係の具体的内容を前提とした労使関係の在り様、たとえば労働組合主義ということが企業外への展開を規定することになる。さらに、「春闘」の解体Ⅱ「再編」過程と併行する国家独占的規制の強化と包括が進行するなかでは、企業レベルでの抑制の破産が明らかになるとともに、ナショナルなレベルからの賃金水準の抑制が課題化される。そのときに形成される賃金相場は賃金水準抑制の基準へと変転させられる。この基準に基づく個別賃金の決定は、ナショナルなレベルの賃金水準抑制が強ければ強いほど、企業労使関係の「安定」に対する資本の配慮をあらためて重視させることになる。こうして、「産業平和」、「労働平和」の社会システムにとって、賃金の決定という側面からみて、企業レベルの労資対抗の位置と役割、さらにその重要性があらためて確認されることになる。ここでは、個別賃金の決定についていえば、その決定をどのようにしてどこまで労働者側が規制しうるかが、労働者権利の具体的秤量の内容をなしている。企業労使関係の「産業平和」は、この規制をめぐって登場するものである。

企業外から企業内に向けての個別賃金の決定に当って、国家独占資本主義の危機の時期では、産業・全国レベルでの賃金水準の決定方式の違いにかかわらず、つまり賃金抑制のためであれ賃金相場引き上げのためであれ企業レベルでの労資対抗の位置と役割がその相対的位置において高められるようになることは明らかである。この点では、わが国にのみの特殊なことではない。ただ、企業レベルでの「産業平和」を形成する労使関係の「安定」性の基礎条件に特殊性があるということに過ぎない。

企業レベルにおける労資対抗に対する措置が一般的課題となったのは、一九五〇年代に入ってからといえる。

一九五二年のILO（国際労働機関）総会で採択された「企業における使用者と労働者との間の協議及び協力に関する勧告」（勧告第九四号）は、その一つの指標となりうる。こうした世界の趨勢からすれば、わが国の場合は一九五五年の日本生産性本部の設立を、企業レベルにおける労使関係に対する「安定」のための補強措置推進の開始とみることができよう。そこでは、「安定」のための補強措置として、労使協議制の導入が最も重要な位置を占めていることは贅言を要しないであろう。

企業レベルでみると、労働者の意志は、組織的には団体交渉と労使協議によって表明される。意志の組織的表示は、基本的には法的枠組が与えられている。しかし、意志の組織的表示の実態は、与えられた法的枠組自体の性格、たとえば団体協約制度としての性格だけでなく、その法的枠組を補足する非法的枠組、たとえば労使協議制度、さらに企業の運営組織すなわち経営組織に対する労働者意志の表示・反映の機構、たとえば提案制度などの性格によっても規定されるものである。したがって、慣行、懇談、協議、交渉などの形態をとる労働者意志の組織的表示が、どのような課題の範囲についてどのように組み立てられるかという制度とルールの構造が、その実態を表わすことになる。労働者意志表示の実態を示すこの構造を透過してのみ、労働政策は秤量されるべきである。労働者意志表示の実態構造を透過して秤量されることによって、労働政策は、労働者の「参加」を旋回軸とする編成替え過程を、社会システムにおけるその位置と役割に基づいて、企業レベルにおいて解明されることになる。しかも、その場合に労働政策は、労働者意志表示の実態構造のもとで、制度とルールのなかでの労働者権利として把握されることとなり、そうした把握によって、労働政策を歴史的価値において評価することも可能になる。もちろん、この歴史的評価を可能にするためには、労働政策の政策対象に過ぎない労働者が、政策主

体へ移行する過程の段階ないし局面を確定することが不可欠である。そして、この確定に当って、国家独占資本主義の危機の内容としては、労働政策における対象から主体への移行過程の政治的性格、すなわち民主的であるか否か、場合によってはそのファシシ性<sup>3</sup>を明らかにする必要がある。

国家独占資本主義の危機における労働政策のもう一つの旋回軸である労働奉仕について述べなければならない。この場合の労働奉仕は、たとえば「社会福祉の見直し」で主張されるような自助に基づく社会サービスといったものも考えられ、それはそれとして今日的に重要である。しかし、ここでは、企業レベルにおける労働者「参加」と統一的に、より具体的には労働者意志の組織的表示の実態と一体のものとしてとらえることにしよう。

そこで、まず、法のおよび非法的枠組によって与えられた労働者意志の組織的表示との関連において検討してみよう。その場合に重要なのは、インフォーマルな組織が企業のなかでどのような位置・役割を果たすかである。この場合のインフォーマルな自主活動のための組織としては、QCサークル、安全サークル、提案制度、自衛消防隊などは、すでに周知のものである。もちろん、これらの自主活動の組織化は、資本の側によって進められ、企業、工場、事業場、職場の各レベルをとおして、労働生産性向上運動として展開されるのが普通である。また、労働者の自主活動の資本による組織化は、体力づくり、各種文化事業、懇親会など広範囲にわたっている。それゆえに、組織化は居住地域にもおよび、さらに出身地、出身校、職位などに応じて組織化されている。こうして、資本によって組織されたインフォーマルな組織は、労働組合などのような労働者自身が組織したフォーマルな組織を補完して企業レベルでの労使関係を形成するのである。

企業レベルにおけるフォーマル、インフォーマルな組織を含めた労使関係は、労使関係の基礎に雇用関係を置

(4) ことよって、そこに労働者権利の視点からみて新しく重要な問題を発生させる。この問題は、雇用関係を規定する現実のナショナルなレベルにわたる労働関係制度のもとで、企業レベル、すなわち労使関係の基礎としての雇用関係が、個人的性格を根強く残していることから発生する。それは、たとえば今日広く課題として登場してきている解雇制限の制度的内容からも証明されうる。また、雇用関係における日本的特徴として指摘される終身雇用制についても、慣行として独立してあるのではなく、労働協約、就業規制に規定される雇用契約、すなわち労働契約の現実的構造のもとでの雇用契約に表現された雇用関係とそれが不可分のものであることを忘れてはなるまい。むしろ雇用関係は、その慣行についてもまずはこうした制度的関係として解明されなければ、慣行そのものの位置と役割を明らかにできないであろう。

雇用関係においてとらえられた労働者は、労働契約の現実的構造のもとで結んだ雇用契約およびその条件において、資本主義では搾取関係とその制限という内容を与えられている。資本主義における労働者権利は、したがってこの内容を表現し、主張するものである。さらに、こうした内容を与えられた労働者が、会社という法的に承認された制度上の組織に構成されるとき、労働者は従業員として把握され直すことになる。従業員関係(employment relations)とは、「労働の二重性」から直接導きだされるべきものではない。

労働者権利について具体的な規程を所持することになった従業員は、与えられる権利の内容とともに会社構成員としての位置と役割を変えていくことになる。その結果、企業構造の改革にも行きつくことが予想されうる。すなわち、この改革は、労働者参加のもたらす改革であり、会社法改正<sup>(5)</sup>の課題を登場させるものである。

会社法改正にまで到らなくても、従業員としての位置の変化にもとづく企業内での役割において、労働者に対

し責任を与えようとする動きがでてくる。すなわち、企業の「私的経済性と社会性」の二つに着目した企業像は、<sup>(6)</sup>企業の社会責任として日照権、公害、賃金引上げなどを企業コンフリクトとして一括する。しかも、争点の深刻化、コンフリクトの長期化、先鋭化、範囲の拡大に対し、企業コンフリクトの縮小・解決のために対話が強調される。<sup>(7)</sup>この対話の強調のなかで、労使協議制の役割があらためて指摘される。これと歩調を合わせるかのごとく、労使協議と団体交渉が明確に区別されていないという現実が、日本生産性本部などでむしろ積極的に肯定されようとしている。それは、「合意を重視する姿勢や協議の平和性への配慮の証左」<sup>(8)</sup>として現実を肯定しようとしている。しかも、労資の異質な論理を、協議をとおして妥協ではなくこれを止揚して「新たな価値の創造」として説いている。企業像とその理念に基づいて従業員に与えられた新しい位置と役割こそが、労働者の社会的統合に当たって統合の起点となる企業レベルで、労働者権利の内容を「参加」と労働奉仕の労使関係のなかで規定し示すものとする。また、それとともに、この内容をナショナルレベルでの労働関係からとらえなおすことが、今日の労働政策分析に不可欠の方法である。労働者権利の内容を、こうした枠組のなかでとらえてのみ、労働者階級の主体形成の内容は明らかになる。しかも、こうした枠組のなかでの労働者権利は、「参加」と労働奉仕の労使関係のもとでは、意志統合過程における民主主義の問題を当然に提起することを再度注意しておこう。

(1) 戦時賃金統制を、生産機構の再編過程で、物価統制の一環として、価格基準と関連させて分析しつつ、勤労管理の内容として説明する必要性をかつて指摘したことがある(拙稿「戦時賃銀統制に関する研究」(一)・(二)、『立命館経済学』第二〇巻第五・六号、一九七二年、第二一巻第三・四号、一九七二年)。

(2) 提案制度は、経済的効果だけでなく従業員の「参画」への転化を起している。この転化は、「経営協議機構を無用化しないし会社からの一方的な意志疎通機関」としようとするものでもある(労使関係調査会編『転換期における労使

- 関係の実態』、東京大学出版会、一九八一年、一一一—一二六ページ。
- (3) たとえば、A自動車産業ではP3運動のなかで「小集団」管理が飛躍的に進んだといわれる（前掲『転換期における労使関係の実態』、一〇九ページ）。
- (4) 森五郎編著『日本の労使関係システム』、日本労働協会、一九八一年、五ページ。
- (5) EC諸国での会社法改正と現在わが国で進められている商法改正のねらいには大きな隔たりがある。
- (6) 通商産業省産業政策局『企業行動の現状と問題点——産業と社会の調和ある関係を求めて——』、通商産業調査会、一九七七年、一三四ページ。
- (7) 同書、一四四ページ。
- (8) 『労使協議制常任委員会報告書81・新環境下の労使協議制』、日本生産性本部、一九八一年、一〇ページ。